

## 雇用保険Q & A 第4回

～基本手当の受給要件、高年齢求職者給付金手続き～ 社会保険労務士 秋山恵美子

### Q 1 一般被保険者の基本手当はどのような場合に受給できるのですか？

**A** 雇用保険制度の給付には失業者、再就職者、在職者に対する各種の給付があります。

この基本手当は失業者に対する求職者給付として、一般によく知られた代表的な給付です。

次の2点両方の条件を満たした場合、基本手当を受ける資格が発生します。

#### 1. 雇用保険加入要件

会社を辞めた日以前1年間に、雇用保険制度に加入し保険料を納めた期間が6ヶ月以上あること。具体的には14日以上働いた月が6ヶ月以上あることが必要です。

＜パートタイム加入者の場合＞

1年以上雇用が見込まれ、1週の所定労働時間が20時間以上30時間未満のパートタイム加入者（＝短時間被保険者といいます）は、辞めた日以前2年間に勤務日数が11日以上、12ヶ月以上あり、雇用保険制度に加入していた期間が12ヶ月以上あること。

#### 2. 労働の意思と能力

再就職の意思と、いつでも就職できる状態にあること。

### Q 2 一般被保険者は64歳までとなっていますが、65歳を過ぎて失業した場合にも、失業等給付は受給できますか？

**A** 同じ事業主に65歳に達した日の前日から引き続き65歳に達した日以後も雇用されている雇用保険加入者が失業した場合は、高年齢求職

者給付金が支給されます。雇用保険加入期間に応じ基本手当の一定日数分が一時金で支給されます（表1参照）。

＜表1. 高年齢求職者給付金の支給日数＞

| 被保険者であった期間  | 1年未満        | 1年以上        |
|-------------|-------------|-------------|
| 高年齢求職者給付金の額 | 基本手当日額の30日分 | 基本手当日額の50日分 |

### Q 3 基本手当の受給手続きはどのようにすればよいのでしょうか。退職後の流れを教えてください。

**A** 基本手当受給手続きの流れ等は次のとおりです（図2～3参照）。

＜図2. 基本手当受給手続きの流れ＞

#### 1. 会社退職



#### 2. 勤務していた会社から雇用保険被保険者離職票－1と2を受け取る



#### 3. 公共職業安定所で手続きをする

本人が、退職後できるだけ早く、住所地を管轄する公共職業安定所に失業の認定に行き、求職の申し込みをします。

★注意：基本手当のもらえる期間は、原則「退職日の翌日から1年以内」です。

＜持参するもの＞

- ・雇用保険被保険者証
- ・雇用保険被保険者離職票－１と２
- ・印鑑
- ・住民票（運転免許証でも可）
- ・最近の写真 正面上半身のもの１枚 大きさ：縦３cm×横2.5cm
- ・本人名義の普通預金通帳

↓

#### 4. 失業の認定を受ける

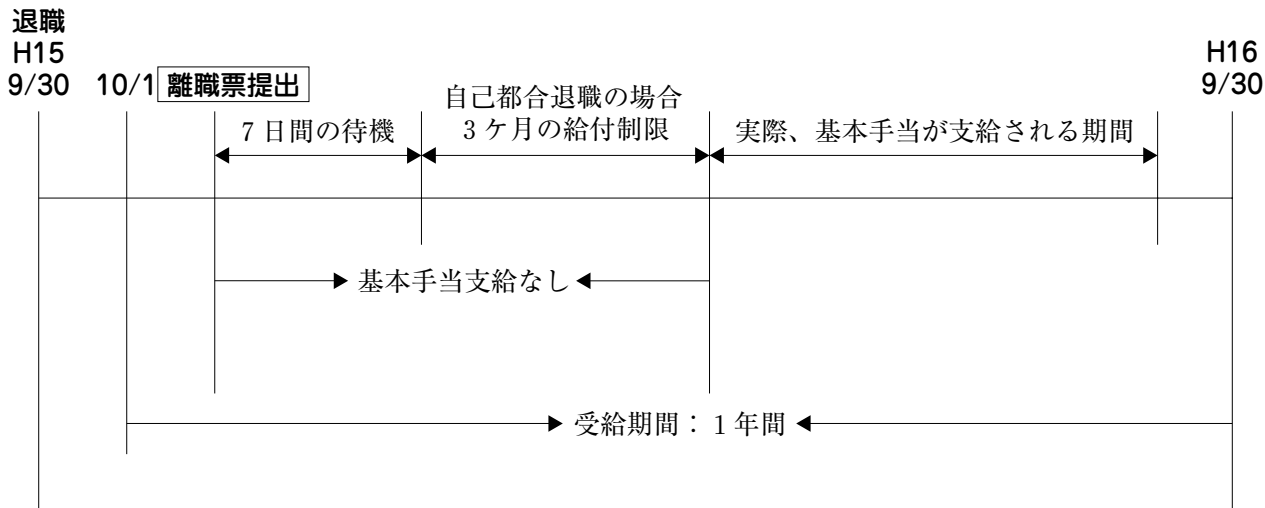
退職日の翌日から１年以内の、所定給付日数（退職理由、雇用保険に加入していた期間と退職日の満年齢で決まります）のうち、失業していた日について、４週に１度、公共職業安定所に出向き失業の認定を受け、基本手当を受給します。

★注意：失業の認定は、求人先との面接、引き続き15日未満の病気やけがなど一定の決められた理由以外は変更できません。

＜失業認定時に持参するもの＞

- ・受給資格者証
- ・失業認定申告書

＜図 3. 基本手当受給の流れ＞



秋山 恵美子（あきやま えみこ）

1958年12月生まれ、横浜市出身。13年間アパレル企業で人事業務を担当、「このままで終わりたいくない。一国一城のあるじになりたい！」と係長を最後に退職。平成6年、社会保険労務士の国家試験に合格。翌7年に「秋山社会保険労務士事務所」を開設し現在にいたる。「軽いフットワーク、いつもニコニコ最新情報」をモットーに活動中。顧問先のコンサルティング、講演、執筆等を中心に活動。雇用・能力開発機構 神奈川センターより雇用管理アドバイザーを委嘱、神奈川労働局より、外国人雇用管理アドバイザーを委嘱

＜執筆＞神奈川新聞社「くらしの経済」現在担当中 読売新聞 ピーぷるコラム「スパイス」現在担当中 ＜著書＞「ワーキングウーマンのためのQ&A」亜紀書房出版 共著「OL1000万円たまる道 日経ウーマン編」日経ホーム出版社